

平成 28 年伯耆町
第 3 回定例会
条例等議案説明資料概要



平成 28 年 6 月

伯耆町 総務課

議案番号 46	専決処分について(伯耆町税条例等の一部改正について)										
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 第190回通常国会において平成28年3月29日に「地方税法等の一部を改正する等の法律案」が成立し、同年3月31日付で公布になった。これに伴い、伯耆町税条例等の一部改正を専決処分し、平成28年度の税制改正に対応するもの。</p> <p>2. 概要 (改正内容)</p> <p>(1)町民税</p> <p>①地方法人税課税の偏在是正のための措置 (平成29年4月1日 適用) 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率(国・地方)10%段階において、法人町民税法人税割の税率を以下のとおり下げる。 9.7% → 6.0% (△3.7%) ※法人町民税の税率引き下げ分相当について 地方法人税を引き上げ、地方交付税原資化(交付税特会に直接繰り入れ)</p> <p>②セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例の創設 (平成30年1月1日 適用) 適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、検診、予防接種等を受けている個人を対象として、所得税における措置とあわせて、いわゆるスイッチO TC医薬品の購入費用についてセルフメディケーション(自主服薬)推進のための所得控除制度(医療費控除の控除額計算上の特例措置)を導入する。 本特例は、平成30年度分から平成34年度分の個人町民税について適用する。 ※自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で、その年中に支払ったその対価がの額の合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(その額が88,000円を超える場合には、88,000円)について、その年分の総所得金額等から控除する。</p> <p>(2)固定資産税</p> <p>①再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置 (平成28年4月1日 適用) 平成28年4月1日から平成30年3月31日の間に取得した設備について、新たに固定資産税を課すことになった年度以降3年間減免をする。</p> <table border="0" data-bbox="379 1451 901 1637"> <tr> <td>ア. 太陽光発電設備</td> <td>3分の1を減免</td> </tr> <tr> <td>イ. 風力発電設備</td> <td>3分の1を減免</td> </tr> <tr> <td>ウ. 水力発電設備</td> <td>3分の1を減免</td> </tr> <tr> <td>エ. 地熱発電設備</td> <td>2分の1を減免</td> </tr> <tr> <td>オ. バイオマス発電設備</td> <td>2分の1を減免</td> </tr> </table> <p>3. 専決処分日 平成28年3月31日</p> <p>4. 施行期日 平成28年4月1日</p>		ア. 太陽光発電設備	3分の1を減免	イ. 風力発電設備	3分の1を減免	ウ. 水力発電設備	3分の1を減免	エ. 地熱発電設備	2分の1を減免	オ. バイオマス発電設備	2分の1を減免
ア. 太陽光発電設備	3分の1を減免										
イ. 風力発電設備	3分の1を減免										
ウ. 水力発電設備	3分の1を減免										
エ. 地熱発電設備	2分の1を減免										
オ. バイオマス発電設備	2分の1を減免										

議案番号 47	専決処分について(伯耆町国民健康保険税条例の一部改正について)
(提案理由及び概要)	
1. 理由	第190回通常国会において平成28年3月29日に「地方税法等の一部を改正する等の法律案」が成立し、同年3月31日付で公布になった。これに伴い、伯耆町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分し、平成28年度の税制改正に対応するもの。
2. 概要 (改正内容)	(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し ①基礎課税額に係る課税限度額を54万円(現行:52万円)に引き上げる。 ②後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円(現行:17万円)に引き上げる。
【現行】	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>■課税限度額</p> <p>基礎課税額:52万円</p> <p>後期高齢者支援金等課税額:<u>17万円</u></p> <p>介護納付金課税額:16万円</p> </div>
	
【改正後】	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>■課税限度額</p> <p>基礎課税額:54万円</p> <p>後期高齢者支援金等課税額:<u>19万円</u></p> <p>介護納付金課税額:16万円</p> </div>
(2) 低所得者に係る保険税軽減の拡充	<p>①5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を26.5万円(現行:26万円)に引き上げる。</p> <p>②2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を48万円(現行:47万円)に引き上げる。</p>
【現行】	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>■軽減判定所得</p> <p>7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)</p> <p>5割軽減基準額 ＝基礎控除額(33万円) ＋<u>26万円</u>×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)</p> <p>2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円) ＋<u>47万円</u>×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)</p> </div>
	
【改正後】	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>■軽減判定所得</p> <p>7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)</p> <p>5割軽減基準額 ＝基礎控除額(33万円) ＋<u>26.5万円</u>×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)</p> <p>2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円) ＋<u>48万円</u>×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)</p> </div>
3.専決処分日	平成28年3月31日
4.施行期日	平成28年4月1日